

熱海市 NPO・ボランティア団体支援ルーム設置、管理及び使用について

令和4年4月1日

1 (設置及びその目的)

- ・ 熱海市において社会貢献、公益的な活動を行っているか又は行おうとしている団体の自立を支援することを目的に、熱海市 NPO・ボランティア団体支援ルーム（以下「支援ルーム」という。）を設置する。

2 (施設の使用対象者)

- ・ 熱海市において社会貢献、公益的な活動を行っているか又は行おうとしている団体。

3 (施設及び機器等)

- ・ 支援ルームは、福祉センター4階ボランティアサロンとする。この施設は、ミーティング、コピーや各団体の交流の場として利用できます。

4 (団体登録の届出)

- ・ 支援ルームを使用しようとする団体は、市長に対し登録の届出書を提出してください。
- ・ 市長は、団体が次の各号のいずれかに該当するときは、届出を受付けないことがあります。
 - 1) 支援ルームの設置の目的に反すると認めるとき。
 - 2) 支援ルームの管理又は運営上支障があると認めるとき。
 - 3) その他、市長が必要と認めるとき。

5 (団体登録の取消し)

- ・ 市長は、登録されている団体が前各号及び次の各号に掲げるいずれかの事実が判明したときは、その登録を取り消し、又は使用を制限することがあります。
 - 1) 営利を目的とするとき。(商店街のチラシや求人広告の印刷、配布など)
 - 2) 政治上の主義を推進・支持、又はこれに反することを主たる目的とするとき。
(政党が主催する講演会等のチラシの印刷、配布など)
 - 3) 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするとき。(宗教の布教活動など)
 - 4) 個人の都合による目的のとき。(年賀状等の印刷、講義ノートのコピーなど)
 - 5) 人権やプライバシーを侵害する恐れのある場合。
 - 6) 建物又は設備等を破損する恐れがあると認められるとき。
 - 7) 公の秩序若しくは善良な風俗を害する恐れがあると認められるとき。
 - 8) 集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある組織の利益になると認められるとき。
 - 9) 11に規定する活動報告書を提出しないとき。
 - 10) その他管理又は運営上支障があると認められるとき。

6（支援ルームの使用制限）

- ・ 市長は、支援ルームの使用が4及び5の各号のいずれかに該当するときは、その使用を中止させ、又は制限することがあります。

7（譲渡等の禁止）

- ・ 登録団体は、使用の権利等を譲渡し、又は転貸してはならない。

8（開館時間及び休館日）

- 1）開館時間 午前9時～午後5時
- 2）休館日 12月29日～1月3日

9（支援ルームの管理及び受付）

- 1）管理・団体登録 市民生活部協働環境課市民協働推進室
市役所第1庁舎3階 0557-86-6193
- 2）使用受付 福祉センター2階

10（支援ルーム及び施設内の機器の使用）

- ・ 登録団体は、支援ルーム及び施設内の機器を使用する場合には、次に掲げる事項をお守りください。

<ミーティングスペース>

交流サロン、打ち合わせ、作業等のスペースとしてご利用できます。

- 1）机・椅子を移動させた場合には、使用後はもとの状態に戻してください。
- 2）ゴミ等は必ずお持ち帰りください。

<コピー機>

登録団体には、専用コピーカードをお貸しします。

- 1）用紙類は各団体でご用意ください。
- 2）各団体、月平均120枚までのコピーの利用に限らせていただきます。
- 3）ミスコピー等はお持ち帰りください。

<団体メールボックス>

各団体相互の連絡・情報ボックスとしてご利用できます。

- 1）1団体につき1つのボックスを利用できます。
- 2）ボックスには貴重品等はいれなくてください。
- 3）継続使用の申請をしない場合は登録した翌年度の6月末日までに、登録を取消された場合は1カ月以内にメールボックス内の荷物を片付けてください。
なお、期限を過ぎてもメールボックス内が空になっていない場合は、荷物を廃棄処分いたします。

※各スペースは、各団体相互の交流を図るため、予約制ではありません。

※混雑時等は各団体相互で調整してください。

※使用後の簡単な清掃をお願いいたします。

※用紙類の販売はいたしません。

※機器の故障等については市民協働推進室（平日 9:00～17:00）にご連絡ください。

※貴重品等についての保管場所はありません、紛失等についての責任は負いかねます。

1 1 （活動報告書の提出）

- ・登録している団体は、その年度における活動報告を翌年度の6月末日までに書面にて協働環境課まで提出してください。